

【アメリカ】陸上交通予算延長法成立

海外立法情報課・廣瀬 淳子

* 2012年7月6日、道路や公共交通等の予算を2年間延長する2012年陸上交通延長法案の内容に加えて、連邦政府の学生ローンの利率引き上げを防ぐ条項及び連邦洪水保険を5年間延長する条項等を盛り込んだ21世紀前進法が成立した(MAP-21, P.L.112-141)。

1 法律成立の背景

道路建設等の予算を授権する陸上交通法(P.L.109-59)は、2009年9月30日に期限が切れてから、短期の延長が繰り返されてきたが、今回2014年度までの長期にわたる予算を授権する法律が成立した。

国家洪水保険プログラム(NFIP)は、1968年にそれまでの個人に対する連邦災害援助に代わって洪水被害者の援助のために設けられたもので、連邦緊急事態管理庁(FEMA)が所管している。その収支については、2005年のハリケーンによる被害などで支出が保険料収入を上回っている点が課題となってきたが、改革案について合意が成立せず、NFIP授権法(P.L.108-264)の期限が切れた2008年以降短期の延長を繰り返してきた。

大統領は21世紀前進法の成立により、公共事業分野での雇用が確保できるとして、法案を支持していた。法案は実質的に1年以上審議が続き、共和党が支持していた環境に関する規制緩和も盛り込まれた。また、大統領は学生ローンの利率の据置きも強く求めていた。

2 主要な条項

主要な条項は次のとおりである。

(1) 道路などの陸上交通

- ・道路や公共交通などの陸上交通プログラムに、2014年9月30日までの27か月間に総額で約1200億ドルを授権する。
- ・道路信託基金からの支出を2014年9月30日まで授権する(道路信託基金は、1956年に州際道路建設資金のために設けられた。連邦運輸省道路局が所管し、各州に特定財源として自動車燃料税等を道路建設資金として配分している。)
- ・道路信託基金から連邦補助道路プログラム(FAHP)に、2013年度に374億ドル、2014年度に377億ドルの予算を認める。
- ・道路信託基金からのFAHP及び道路安全プログラムに、2013年度に397億ドル、2014年度に403億ドルの債務の上限を課す。
- ・道路信託基金の財源として、現行の個別間接税の税率を2016年9月30日まで認める。具体的には、ガソリン1ガロン当たり18.3セント、ディーゼル1ガロン当たり24.3セント、道路を走行する一定重量以上のトラックやトレーラーの新車販売価格

に対して 12%の税率を課す。

- ・道路交通安全局(NHTSA)の所管する道路安全対策に、2013年度と2014年度で合計48億ドルを授権する。
- ・連邦公共交通局(FTA)のプログラムに、2013年度で105億ドル、2014年度で107億ドルを授権する。
- ・道路信託基金の税収の不足分を補てんするために、一般財源等から212億ドルを振り替える。
- ・トラック等は、運転手の過労防止のために、GPSを利用した電子的走行記録装置を搭載しなければならない。運輸長官はこのような装置の要件等に関する規則を制定しなければならない。
- ・運輸長官は、国家貨物戦略計画を策定しなければならない。
- ・運輸長官は、大型トラックが道路の設備本体と安全走行に与える影響、各州法の規制について調査を実施し、法律成立後2年以内に報告書を連邦議会に提出しなければならない。
- ・道路関連プログラムの重複を見直し、整理統合する。
- ・国家環境政策法(NEPA, P.L.91-190)による環境審査手続を改正し、道路建設の認可の審査に要する期間に期限を設け迅速化を促し、小規模プロジェクトについては審査対象外とする。
- ・連邦で指定される自転車専用道や歩行者専用ゾーン等への予算の使用について、より大きな裁量を州政府に与える。

(2) 原油漏れ事故基金

2010年のメキシコ湾深海油田原油流出事故を引き起こしたBP社等が支払った過料の80%を、新設の湾岸復興信託基金に移して、被害を受けたミシシッピ、ルイジアナ、アラバマ、フロリダ、テキサスの各沿岸州の復興プロジェクトに使用する。

(3) 洪水保険

NFIPを2017年9月30日まで5年間再授権する。1968年国家洪水保険法を改正してNFIPに対する補助金を削減し、保険料率を引き上げ、洪水被害軽減策を強化し、民間企業の洪水保険への参入促進策を定め、加入期間を改正する。また、FEMA長官は、国庫からの借入金を今後10年間で返済する方法の選択肢に関する報告書を連邦議会に提出しなければならない。

(4) 学生ローンの利率据置き

スタッフォード・ローンと呼ばれる連邦政府保証学生ローンのうち補助付きローンの利率は、2012年7月1日から自動的にこれまでの3.4%から6.8%に引き上げられる予定だった。1965年高等教育法を改正し、この利率を2013年6月30日までの1年間3.4%に据え置く。

また、これまでは在学中にはローンに利息を付さないとしていたが、その期間を卒業に必要な年数の150%に制限し、この期間を超えて在学した場合はローンに利息を付する。